

株式会社上田ケーブルビジョン

自主制作番組放送基準

1998年4月1日 制定
2015年6月18日改定

前文

上田ケーブルビジョンは地域メディアの社会的責任を全うするため、放送法第五条の1項に規定される放送番組基準を以下のように定める。

1. 人権

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 人種、性別、職業などによって取り扱いを差別しない。

2. 法と政治

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げるような取り扱いはしない。
- (2) 選挙等政治上の諸問題は公正に取り扱う。
- (3) 国際親善を妨げるような問題は、その取り扱いに注意する。
- (4) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (5) 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れがあるものについては、その取り扱いに注意する。

3. 児童及び青少年への配慮

- (1) 児童及び青少年に与える影響を考慮し、よい習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないよう配慮する。
- (3) 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を考慮しなければならない。
- (4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

4. 家庭と社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを破壊ないし乱すような思想を肯定的に扱わない。
- (2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。

5. 教育・教養の向上

- (1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを放送する。この際、番組構成、内容について地域の教育専門家の援助を得る。
- (2) 教養番組は、視聴者の一般教養の向上を図り、文化水準を高めることに努める。

6. 報道の責任

- (1) ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけないよう注意する。
- (2) 取材、編集に当たっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないよう注意する。

7. 宗教

- (1) 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
- (2) 特定宗教のための寄附の募集などは取り扱わない。
- (3) 地域行事としての神社、仏閣、教会、伝統民族行事の扱い方や、古墳の発掘、迷信、占い、伝説など地域文化と背中合わせになる宗教の扱い方に注意する。

8. 表現上の配慮

- (1) わかりやすい言葉と文字を用いるように努める。
- (2) 不快な感じを与える下品、卑猥な表現は避ける。
- (3) 人心に動揺や不安を与えるような表現は取り扱わない。
- (4) 暴力行為は、その目的の如何を問わず否定的に取り扱う。
- (5) 犯罪については、法律を尊重し、犯罪行為を肯定したり、犯罪者を英雄扱いたような取り扱いはしない。
- (6) 性に関する問題は、まじめに品位を失わないように取り扱う。
- (7) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟の定める「アニメーション等の映像手法について」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分配慮する。

9. 広告

- (1) 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、関係法令などに反するものであってはならない。
- (2) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- (3) 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないように注意する。

10. 懸賞

- (1) 報酬や商品だけで視聴者を惹きつけたり、過度に射幸心をそそらないように注意する。
- (2) 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公平な審査により技能に応じて賞が受けられるように配慮する。

11. 訂正

- (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、または訂正する。

以上